

令和8年第5回多賀城市農業委員会総会議事録

- 1 総会年月日 令和8年5月25日(月)
- 2 総会場所 多賀城市役所4階 401会議室
- 3 出席委員 農業委員6名、農地利用最適化推進委員4名  
会長  
第8番 小西 桃悦  
会長職務代理者  
第7番 遠藤 光浩  
委員  
第1番 赤井 利智子 第3番 加藤 真崇  
第5番 佐藤 孝市 第6番 中村 春美  
農地利用最適化推進委員  
北部区域 大橋 礼子 西部区域 熊谷 俊彦  
中部区域 大場 幸一 東部区域 郷古 正夫
- 4 欠席委員  
第2番 伊藤 清彦 第4番 菅野 眞一
- 5 議事  
議案書のとおり
- 6 事務局出席職員  
事務局長 菊地 賢一 事務局長補佐 千葉 泰弘  
農地係長 高橋 賢一 主 査 北野 佑樹
- 7 欠席職員  
なし
- 8 開 会 午後2時00分
- 9 総会の概要

**事務局**

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により農業委員定数8名のうち出席委員6名で定足数に達しておりますので、ただ今より令和8年第5回多賀城市農業委員会総会を開催いたします。農地利用最適化推進委員は4名出席です。それでは小西会長よりご挨拶をいただきます。

**小西桃悦会長**

～会長挨拶～

**事務局**

それでは、農業委員会規定第9条の規定により会長が総会の議長となり議事を整理することになっておりますので、今後の議事進行につきまして、会長よろしくお願ひします。

## 議長

それでは議事録署名委員の指名を行います。多賀城市農業委員会規程第20条第2項の規定により、議長において第3番 加藤真崇委員と第5番 佐藤孝市委員を指名します。

諸般の報告については、4ページに記載の内容を各委員ご覧になってください。

続いて報告事項に入ります。

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、事務局より報告をお願いします。

## 事務局

それでは農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、次のとおり届出を受理したので報告いたします。

1番の総括表をご覧ください。今回は全部で2件ございまして、2件共に転用目的が一般住宅、地目は畑で面積は合計で583㎡です。

続いて、2の届出者及び届出地になります。まず番号1の表をご覧ください。届出者は表に記載のとおりです。

届出地は東田中二丁目の1筆で、登記地目及び現況地目は共に畑、面積は204㎡です。

転用地目は宅地となっており、施設概要は一般住宅です。受理日は令和8年4月20日となっており、1,000㎡以下のため開発は不要となっております。

番号1についての報告は以上となります。

## 議長

中部区域担当推進委員より現地確認について報告願います。

## 中部区域担当推進委員

それでは報告します。

当該届出地は周囲を住宅に囲まれている市街化区域であり、転用に問題はないものと判断します。

## 議長

今の報告について質問はございませんか。

(なしの声)

それでは続いて番号2について事務局から報告をお願いします。

## 事務局

それでは番号2の表をご覧ください。

届出者は表に記載のとおりです。

届出地は留ヶ谷一丁目の1筆で、登記地目及び現況地目は共に畑となっており

ます。面積は379㎡です。

転用地目は宅地となっており、施設概要は一般住宅です。受理日は令和8年4月28日となっており、1,000㎡以下のため開発は不要となっております。

番号2についての報告は以上となります。

#### 議長

東部区域担当推進委員より現地確認について報告願います。

#### 東部区域担当推進委員

それでは報告します。

当該届出地は周囲を住宅に囲まれている市街化区域であり、転用に問題はないものと判断します。

#### 議長

今の報告について質問はございませんか。

(なしの声)

それでは続いて報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、事務局より報告いたします。

#### 事務局

それではお手元の資料8ページをご覧ください。

1の総括表を確認願います。

今回は全部で1件ございまして、転用目的が一般住宅、地目は畑で面積は251㎡です。

続いて、2の届出者及び届出地になります。番号1の表をご覧ください。

譲渡人及び譲受人は表に記載のとおりです。

届出地は高橋五丁目の1筆で、登記及び現況地目は畑となっております。面積は251㎡です。

転用地目は宅地であり、施設概要は一般住宅となっております。受理日は令和8年4月16日となっており、1,000㎡以下のため開発は不要となっております。

報告は以上となります。

#### 議長

西部区域担当推進委員より現地確認について報告願います。

#### 西部区域担当推進委員

それでは報告します。

当該届出地は周囲を住宅に囲まれている市街化区域であり、転用に問題はないものと判断します。

## 議長

今の報告について質問はございませんか。

(なしの声)

それでは、以上で報告事項を終わります。

続いて議案の審議に移ります

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について事務局から説明願います。

## 事務局

それではお手元の資料10ページをご覧ください。

1の総括表を確認願います。

今回は全部で1件ございまして、内容としては、有償による所有権移転が1筆、地目は田で面積は2,007㎡です。

続いて、2の申請者及び申請地等になります。番号1の表をご覧ください。

本件3条許可申請は、国税による公売案件となっているため、譲渡申請者はなしということになります。譲受申請人は表に記載のとおりです。

届出地は新田字北の1筆で、登記及び現況地目は田となっており、組田となっている該当地の耕作者が今回譲受申請人の櫻井さんとなっております。

面積は2,007㎡、現在も水田として耕作中の土地となっております。

本件における権利の種類については有償売買に伴う所有権の移転となっており、申請事由については譲渡人については「その他(国税による公売のため)」譲受人については「経営規模の拡大」となっております。

事務局からの説明は以上です。

## 議長

調査を行った北部区域担当推進委員より調査結果について報告願います。

## 北部区域担当推進委員

調査結果について報告します。

資料4「農地法3条調査書」をご覧ください。

譲受人が南宮地区であることから、担当地区推進委員として聞き取りにより調査を行いました。

まず、第2項第1号の「全部効率利用」については、トラクター2台、田植え機1台、コンバイン1台、乾燥機1台を所有しており、今後の農地利用目的もこれまでと変わらず水田として利用することです。農作業には主に本人が従事し、隣の田において既に耕作している実績もあります。

第2項第2号「農地所有適格法人以外法人」については、譲受人は個人の農家であり、農地を所有すること問題はないものと思われま。

第2項第3号「信託」については、本件農地の権利移転は信託ではないことを確認しました。

第2項第4号「農作業常時従事」については、年間を通して常時農作業に従事することを確認しました。

第2項第5号「転貸禁止」については、本件農地の権利移転後に転貸を行わないことを確認しました。

第2項第6号「地域調和」については、現在水田として利用されている農地を、今後も水田として利用していくとのことであるため、周辺農地の農業上の効率かつ総合的な利用の確保を妨げないものとして確認しました。

以上、調査結果として報告します。

#### 議長

今の説明内容について質問はございませんか。

#### 郷古正夫推進委員

耕作者が今回の譲受人ということですが、従前はどのような形で貸し借りの取り決めをしていたのでしょうか。

また、どういった経緯で公売にかかることになったのでしょうか。

#### 事務局

貸し借りの取り決めについては、中間管理事業の利用は見られなかったため、個人間での約定書での取り交わしにより貸し借りを行っていたものと思われます。

公売にかかった経緯については、あくまでも公売にかかった事実のみを把握しているだけであり、経緯についてはこちらで詳細に把握しているわけではないことをご理解願います。

#### 郷古正夫推進委員

分かりました。

#### 議長

その他に質問はありませんか。

(なしの声)

それでは許可してよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、議案第1号については許可することとして決定いたします。

続いて、議案第2号 農用地利用集積計画について、事務局から説明をお願いします。

#### 事務局

中間管理機構に契約書作成依頼を送付していたもののうち、1件分の新規契約と、5件分の権利移転(借入者の変更)の契約書類作成完了し、農業委員会あて意見聴取依頼がありました。

今回内容を審議いただく計6件については資料に記載のとおりとなりますので、この6件が農地利用最適化に適うものとなっているかの観点についてご審議いただければと思います。

## 議長

質問等はございませんか。

(なしの声)

それでは、ご異議なしということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、議案第2号については異議なしとして決定いたします。

以上で議案事項を終わります。

続いて、情報提供等に移ります。事務局より説明願います。

## 事務局

お手元の資料11ページの「情報提供等」をご覧ください。

(1)「東北電力ネットワーク株式会社による路面復旧工事(車両通行止め)について」をご覧ください。

高橋のヨークベニマル前の信号から、多賀城重機に入っていく部分の農道について、6月8日から10日までの3日間、9時から17時までの時間帯において路面復旧工事に伴う車両通行止めが実施されるとのことでした。

委員の皆様におかれましては、周辺の耕作者に向けて情報共有方よろしく願います。

続いて(2)活動記録についてです。

輪番制で今回は、佐藤委員と大場推進委員より、活動内容について報告いただきたいと思います。

～委員による活動内容報告～

## 事務局

お二方ともありがとうございました。

今後も引き続き農業委員会としての活動について、活動記録への記載の方、よろしく願いいたします。

続いて、来月の活動記録の報告についてですが、6月総会においては農業委員からは中村委員、農地利用最適化推進委員からは郷古推進委員にお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。情報提供等については以上となります。

## 議長

それでは、情報提供等については以上といたします。

以上をもって議事の一切を終了しましたので、進行を事務局にお返しいたします。

## 事務局

それでは事務局からお知らせですが、次回の農業委員会総会は、6月26日(金)午後2時から北庁舎401会議室で行う予定としておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは閉会の挨拶を遠藤会長職務代理者からお願いします。

## 遠藤会長職務代理者

以上を持ちまして、令和8年度第5回多賀城市農業委員会総会を終了いたします。皆様、お疲れ様でした。

閉 会 午後3時05分

以上、多賀城市農業委員会規程第20条第1項の規定に基づき、議事録を作成し、同条第2項の規定により署名捺印する。

令和8年5月27日

令和8年第5回多賀城市農業委員会総会

総会議長 小西 桃悦 ㊟

署名委員第3番 加藤 真崇 ㊟

署名委員第5番 佐藤 孝市 ㊟